

東京都公報

発行
東京都

目次

告 示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…一
- 公共測量の実施（四件）……（都市整備局都市基盤部調整課）…一
- 公共測量の終了……（同）…二
- 建築基準法による一団地の区域……（都市整備局市街地建築部建築指導課）…二
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…二
- 保安林の指定施業要件の変更予定……（産業労働局農林水産部森林課）…二
- 都道の区域変更（二件）……（建設局道路管理部路政課）…三
- 政治団体の届出………五
- 政治団体の届出事項の異動の届出………七
- 政治団体の解散の届出………九
- 資金管理団体の指定の届出………一〇
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出………一二

○資金管理団体の取消しの届出………一二

公 告

○開発行為に関する工事完了………三
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…三

告 示

●東京都告示第千四百六十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成三十年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 平成三十年十一月九日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 藤興産株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 藤田 豪之

(三) 主たる事務 新宿区西新宿六丁目十六番十二号
所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第八三七三三三号

(五) 免許年月日 平成二十六年十月二十二日

●東京都告示第千四百六十四号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京法務局長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 東京法務局

二 測量の種類 公共測量（基準点測量）

三 測量の区域 江東区豊洲四丁目及び豊洲五丁目各地内

四 測量の期間 平成三十年十月十五日から平成三十一年一月三十一日まで

●東京都告示第千四百六十五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第三建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量（基準点測量）

三 測量の区域 新宿区地内

四 測量の期間 平成三十年九月二十五日から平成三十一年二月二十二日まで

●東京都告示第千四百六十六号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第三建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 新宿区区内
- 四 測量の期間 平成三十年八月二十七日から平成三十一年二月二十五日まで

●東京都告示第千四百六十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第三建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十月二十五日

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 杉並区内
- 四 測量の期間 平成三十年九月十八日から平成三十一年三月四日まで

●東京都告示第千四百六十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、町田市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十月二十五日

- 一 測量施行者 町田市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

- 三 測量の区域 町田市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年九月二十五日から平成三十年十月三日まで

●東京都告示第千四百六十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年十月二十五日

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
千代田区外神田一丁目九番四、十一番、十二番一から同番四まで、十三番一、同番二、十四番から十七番まで、二十四番一、同番二、二十五番一及び同番三から同番八まで
- 二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千四百七十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)以下「法」という。第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成三十年十月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

取消しに係る道路の種類	取消年月日	取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年十月四日	武蔵村山市伊延三三・五〇三三・五〇幅員六・〇〇
	十月四日	奈平一丁目三十七番九幅員

●東京都告示第千四百七十一号

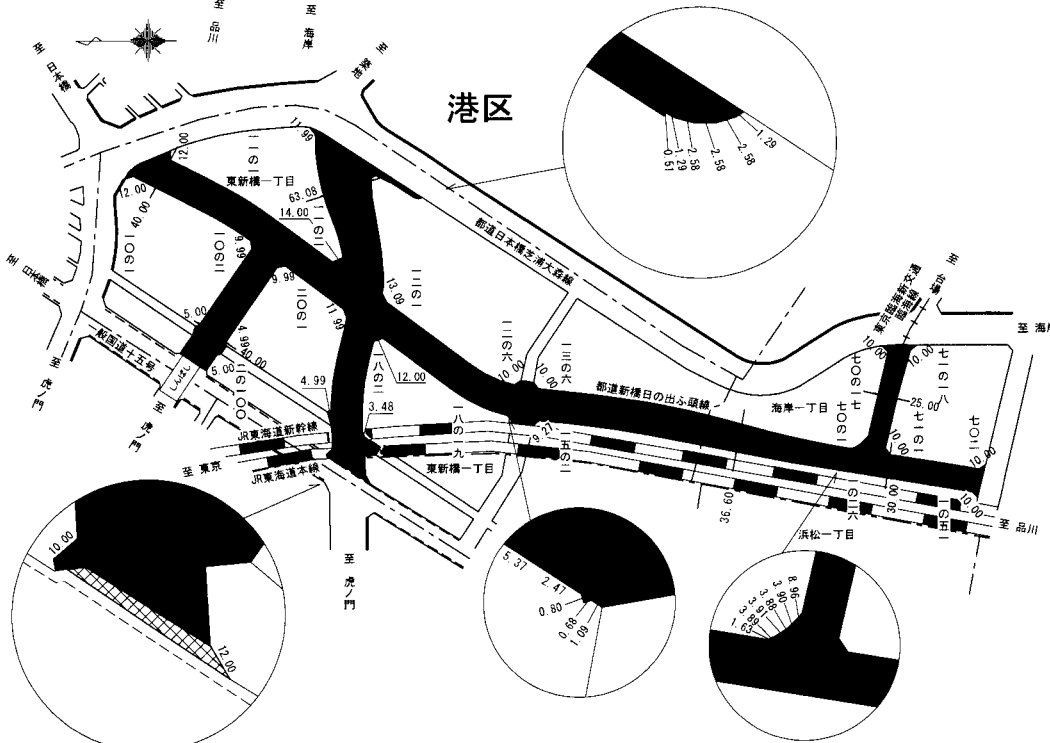
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので告示する。

平成三十年十月二十五日

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
八王子市上恩方町三一七一番、三一七二番、三一七四番、三一七六番
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

別図

都道新橋日の出ふ頭線区域変更後略図
港区東新橋一丁目～海岸一丁目



(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千四百七十二号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成三十年十月二十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十五日
 東京都知事 小池 百合子
 新橋日の出ふ頭
 港区東新橋一丁目二番百地先から同区海岸一丁目七十一番十八地先まで
 変更の概要
 別図表示のとおり

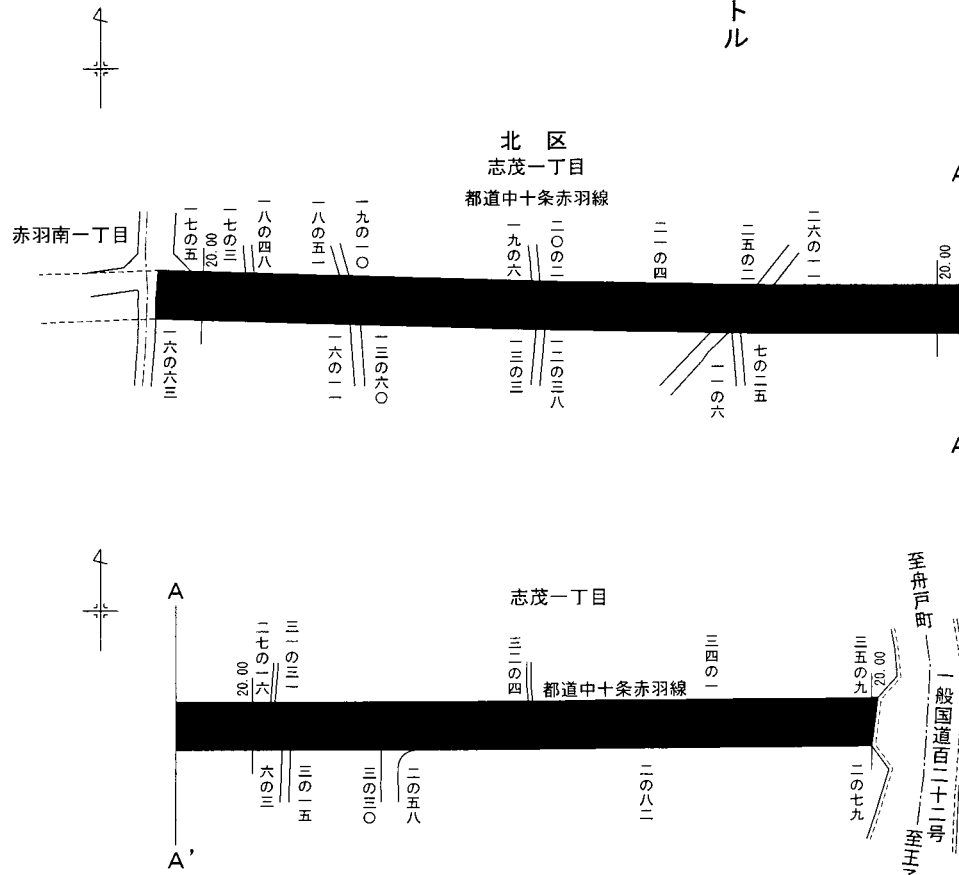
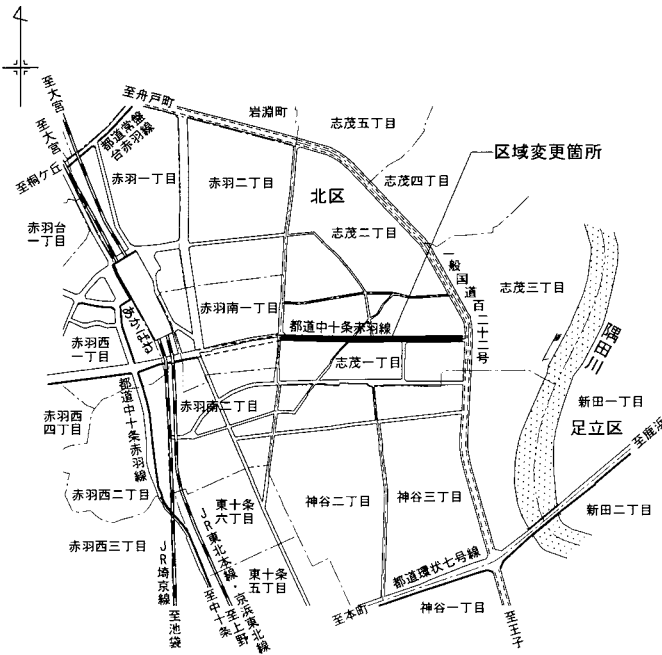
●東京都告示第千四百七十三号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成三十年十月二十五日から起算して

別図

都道中十条赤羽線区域変更略図
 北区志茂一丁目地内

- 一般国道
- 都道
- 特別区道
- 編入区域

延長 六二一・七八メートル
 面積 一一、四〇二・二九平方メートル



二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成三十年十月二十五日
 東京都知事 小池 百合子
 一 路線名 中十条赤羽

二 変更の区間 北区志茂一丁目十六番六十三地内から同所三十五番九地内まで
 三 変更の概要 別図表示のとおり

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
自由民主党東京都ふるさと創生第一支部	赤枝 恒雄	星田 美紗	港区元麻布3-1-30	H30. 9. 3	○	参議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都足立区第二十五支部	鯨井 実	田村 淳一	足立区伊興本町2-2-30	H30. 9. 28	○
自由民主党東京都新宿区第二十五支部	永原 隆誉	榊引 晴代	新宿区山吹町355	H30. 9. 28	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体 (その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
税理士による小田原潔後援会	阪口 茂	上木 清光	日野市高幡145	H30. 9. 14	小田原 潔、衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
石渡ゆきこ後援会	石渡 幸子	渡辺 専太郎	港区南青山7-1-5	H30. 9. 7
石渡ゆきこと港区政を考える会	石渡 幸子	渡辺 専太郎	港区南青山7-1-5	H30. 9. 7
こはまかおるとそらいろノート	古濱 薫	塩原 かおり	国立市中2-5-1	H30. 9. 13
こまぎき美紀後援会	駒崎 美紀	駒崎 美紀	北区上十条2-25-14	H30. 9. 20
酒井ごう一郎友の会	酒井 豪一郎	酒井 豪一郎	西東京市保谷町3-26-19	H30. 9. 14
椎名ひろみ応援団	椎名 ひろみ	椎名 ひろみ	板橋区徳丸3-29-2	H30. 9. 20
しょうさい会	磯部 尚哉	磯部 尚哉	品川区東五反田3-19-3	H30. 9. 21
すどうのぶえとのびのび練馬	須藤 延恵	植田 泉	練馬区練馬1-15-1	H30. 9. 11
世田谷を元気にする会	三浦 静加	濱田 國植	世田谷区下馬5-23-13	H30. 9. 20
たかまなおき応援団!	高浜 直樹	中崎 真理捺	文京区本駒込3-11-6	H30. 9. 27

●東京都選挙管理委員会告示第二百七号

告 示 (選)

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六
条第一項(同法第六条の三の規定によりその例によること
とされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があ
ったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称

等を次のとおり公表する。

平成三十年十月二十五日

東京都選挙管理委員会

土屋和樹と未来を変える友の会	土屋 和樹	土屋 和樹	北区神谷3-4-1	H30. 9. 21
日本パンカラ党	武藤 心平	佐藤 志保	千代田区一ツ橋2-3-1	H30. 9. 4
練馬区議会議員無所属	柴 伸哉	柴 伸哉	練馬区向山2-28-1	H30. 9. 6
練馬区議会無所属議員団	井上 勇一郎	井上 勇一郎	練馬区向山3-1-32	H30. 9. 6
ねりま無所属の会	宇田川 麗華	宇田川 麗華	練馬区三原台2-4-7	H30. 9. 7
林まい子とわくわく会議	林 麻衣子	指田 みゆき	昭島市昭和町2-7-1	H30. 9. 4
ひびきやつばさと歩む会	響谷 翼	響谷 隆	世田谷区岡本1-12-14	H30. 9. 4
藤田まさみと東村山を元気にする会	川路 俊一	藤田 雅美	東村山市恩多町3-42-40	H30. 9. 21
フリーダムネット	杉村 康之	杉村 康之	府中市栄町2-14-21	H30. 9. 12
松沢よしはる後援会	松澤 喜治	中村 一男	北区浮間4-19-4	H30. 9. 7
茂木亮輔後援会	茂木 亮輔	茂木 亮輔	青梅市藤橋2-494-1	H30. 9. 5
もっと好きな文京区を考える会	安井 彰彦	安井 裕子	文京区大塚6-10-14	H30. 9. 28
若さで創る明日の中野の会	立石 理郎	立石 理郎	中野区新井1-34-1	H30. 9. 5

●東京都選挙管理委員会告示第二百八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七
条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が
あったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のと
おり公表する。

平成三十年十月二十五日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党大田総支部	浅井 隆	会計責任者の 氏名	深川 幹祐	岸田 哲治	H30. 9. 1
自由民主党北区総支部	高木 啓	会計責任者の 氏名	大澤 敬	池田 博一	H30. 4. 23

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
伊藤俊輔連合後援会	小坂 一郎	会計責任者の氏名	井上 満里子	林 清文	H30. 9. 20
金沢ひでのり後援会	金安 章江	主たる事務所の所在地	墨田区向島3-43-1	台東区下谷2-12-8	H29. 7. 1
禁煙世代の会	田中 健	代表者の氏名	田中 健	田中 博	H30. 9. 10
災害に強い町を作る会	田中 健	政治団体の名称	災害に強い町を作る会	禁煙世代の会	H30. 9. 10
市民自治こがねい	関根 幸恵	主たる事務所の所在地	小金井市中町1-2-47	小金井市中町4-17-11	H30. 9. 1
		代表者の氏名	関根 幸恵	八木 香	H30. 9. 1
東京都隊友政治連盟	野本 恒雄	主たる事務所の所在地	世田谷区駒沢4-32-12	豊島区高田3-38-18	H30. 9. 9
		代表者の氏名	野本 恒雄	直海 康寛	H30. 9. 9
		会計責任者の氏名	山口 芳弘	松田 純清	H30. 9. 9
都民ファーストの会岡本こうき後援会	岡本 光樹	会計責任者の氏名	西條 瑞季	秋山 瑞季	H30. 9. 6
都民ファーストの会后藤なみ後援会	中島 奈美	主たる事務所の所在地	足立区梅島3-1-5	足立区千住1-4-1	H30. 8. 1
三浦しずかとセーラーズ・クラブ	三浦 静加	会計責任者の氏名	濱田 國植	井上 豊	H30. 9. 20
緑の地球ナンバーワンの会	山下 容子	主たる事務所の所在地	立川市柴崎町1-17-16	昭島市福島町1014-99	H30. 9. 1
MELON本社社会活動委員会	山下 賢仁	代表者の氏名	山下 賢仁	藤田 宏幸	H30. 9. 10
		会計責任者の氏名	平原 翔太	高木 康徳	H30. 9. 10
やない克子とピースフルねりま	柳井 克子	会計責任者の氏名	菊地 靖枝	長谷部 幸子	H30. 9. 10
東京都歯科医師連盟玉川支部	冨塚 高利	代表者の氏名	冨塚 高利	斎藤 正之	H30. 7. 23
		会計責任者の氏名	日高 俊之	近藤 茂晴	H30. 7. 23
東京都宅建政治連盟世田谷支部	渡邊 勉	会計責任者の氏名	島田 誠	原 秀雄	H30. 9. 11
都民ファーストの会足立区第2支部	中島 奈美	主たる事務所の所在地	足立区梅島3-1-5	足立区千住1-4-1	H30. 8. 1
都民ファーストの会北多摩第2区第一支部	岡本 光樹	会計責任者の氏名	西條 瑞季	秋山 瑞季	H30. 9. 6

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都足立区第二十五支部	鯨井 実	H30. 9. 10
自由民主党東京都墨田区第三十三支部	松本 久	H30. 9. 11

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
金沢ひでのり後援会	金安 章江	H30. 9. 3
ケンウッドグループユニオンHappyLife倶楽部	藤田 康昭	H30. 9. 7
酒井ごう一郎友の会	酒井 豪一郎	H30. 9. 14
フリーダム・ネット	杉村 康之	H30. 9. 1
松本ひさし後援会	松本 久	H30. 9. 18
矢島富美後援会	矢島 富美	H30. 9. 8

●東京都選挙管理委員会告示第二百九号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十

七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十年十月二十五日

東京都選挙管理委員会

●東京都選挙管理委員会告示第二百十号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

平成三十年十月二十五日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者(代表者) の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
河村 大介	区議会議員	区民と岸大介の会	目黒区大岡山1-13-10	H30. 7. 20
古濱 薫	市議会議員	こはまかおるとそらいろ ノート	国立市中2-5-1	H30. 9. 10
駒崎 美紀	区議会議員	こまざき美紀後援会	北区上十条2-25-14	H30. 9. 17
杉村 康之	市議会議員	フリーダムネット	府中市栄町2-14-21	H30. 9. 1
須藤 延恵	区議会議員	すどうのぶえとのびのび練 馬	練馬区練馬1-15-1	H30. 9. 9
高浜 直樹	区議会議員	たかはまなおき応援団!	文京区本駒込3-11-6	H30. 9. 27
土屋 和樹	区議会議員	土屋和樹と未来を変える友 の会	北区神谷3-4-1	H30. 9. 21
林 麻衣子	市議会議員	林まい子とわくわく会議	昭島市昭和町2-7-14	H30. 9. 1

●東京都選挙管理委員会告示第二百一十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第九
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
 異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、次のとおり公表する。

平成三十年十月二十五日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
中島 奈美	都民ファーストの会後藤なみ後援会	主たる事務所の所在地	足立区梅島3-1-5	足立区千住1-4-1	H30. 8. 1
三浦 静加	三浦しずかとセーラーズ・クラブ	公職の種類	区議会議員	都議会議員	H30. 9. 20
山下 容子	緑の地球ナンバーワンの会	主たる事務所の所在地	立川市柴崎町1-17-16	昭島市福島町1014-99	H30. 9. 1

●東京都選挙管理委員会告示第二百一十二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった
 旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に
 より、次のとおり公表する。

平成三十年十月二十五日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
杉村 康之	フリーダム・ネット	H30. 9. 1

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

平成三十年十月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 許可を受けた者の
 住所及び氏名

東村山市久米川町三丁目十一番二、同番三及び同番五十四
 武蔵野市境二丁目二番二号
 株式会社飯田産業
 代表取締役 兼井 雅史

三鷹市井口四丁目三百十二番一、同番四、同番五、三百十九番七及び三百二十番七
 三鷹市深大寺二丁目一番四号
 聖建設株式会社
 代表取締役 生駒 英則

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 都
 郵便番号 163-8001
 定価 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

